

第十回国会 厚生委員会 議事録 第十七号

昭和二十六年三月二十四日(土曜日)

午前十一時五十七分開議

出席委員

委員長 松永 佛骨君
理事青柳 一郎君 理事丸山 直友君
理事豆 四郎君 理事福田 昌子君
大西 禎夫君 高橋 等君
田中 元君 中川 俊思君
松井 豊吉君 山村新治郎君
金子與重郎君 堤 ツルヨ君
井之口政雄君

出席國務大臣

厚生大臣 黒川 武雄君

出席府政委員

厚生事務官 (社会局長) 木村忠二郎君

委員外の出席者

厚生事務官大臣 高田 浩運君
官房総務課長 黒木 利克君
厚生事務官(社会局長) 黒木 利克君
会局庶務課長 川井 章知君
専門員 引地亮太郎君
専門員 山本 正世君

三月二十三日

委員金子與重郎君辞任につき、その補欠として小林運美君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十四日

委員小林運美君辞任につき、その補欠として金子與重郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十三日

社会福祉事業法案(内閣提出第一〇二号)(参議院送付)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

社会福祉事業法案(内閣提出第一〇二号)(参議院送付)
厚生省設置法の一部を改正する法律案に関する件

○松永委員長 これより会議を開きます。

まず厚生省設置法の一部を改正する法律案について、厚生省の総務課長より発言を求められておりますので、これを許します。高田総務課長。

(参照)

厚生省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二款 医務出張所(第三十四條第三十六條)」を「第二款 医務出張所(第三十四條第三十六條)を」

医務出張所(第三十四條第三十六條)を「第二款 医務出張所(第三十四條第三十六條)を」

第三十九條に、「外局(第三十七條、第三十八條)を」

第四十一條に、「職員(第三十九條、第四十條)を」

第四十三條に改める。

第五條第二十四号中「並びに船舶、汽車及び電車の検査」を削り、同條第五十一号を次のように改める。

化粧品の規格を定め、又はこれらの検定を行うこと。

第十五條中「国立健康保険療養所」を削る。

第二十條に次の一項を加える。

3 厚生大臣は、検査所の事務を分掌させるため、所要の地に検査所の支所又は出張所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

第二十八條を次のように改める。

第二十八條 削除

第三十條中「医務出張所」を「医務出張所(第三十二條)」に改める。

第三十二條の表中、北海道地区駐

務出張所(第三十二條)に改める。

第三十二條の表中、北海道地区駐

務出張所(第三十二條)に改める。

第三十二條の表中、北海道地区駐

務出張所(第三十二條)に改める。

第三十二條の表中、北海道地区駐

務出張所(第三十二條)に改める。

第三十二條の表中、北海道地区駐

務出張所(第三十二條)に改める。

第三十二條の表中、北海道地区駐

在防疫官事務所の項を削り、東北地区駐在防疫官事務所の項中「青森県」を「北海道 青森県」に改める。

第三十七條を第四十條とし、以下順次三條ずつ繰り下げ、第三節第二款の次に次の一款を加える。

第三款 地区麻薬取締官事務所

(所掌事務)

第三十七條 地区麻薬取締官事務所は、本省の所掌事務のうち麻薬及び大麻の取締に関する事務を分掌する。

(名称、位置及び管轄区域)

第三十八條 地区麻薬取締官事務所は、本省の所掌事務のうち麻薬及び大麻の取締に関する事務を分掌する。

(名称、位置及び管轄区域)

第三十八條 地区麻薬取締官事務所は、本省の所掌事務のうち麻薬及び大麻の取締に関する事務を分掌する。

(名称、位置及び管轄区域)

第三十八條 地区麻薬取締官事務所は、本省の所掌事務のうち麻薬及び大麻の取締に関する事務を分掌する。

(名称、位置及び管轄区域)

第三十八條 地区麻薬取締官事務所は、本省の所掌事務のうち麻薬及び大麻の取締に関する事務を分掌する。

(名称、位置及び管轄区域)

第三十八條 地区麻薬取締官事務所は、本省の所掌事務のうち麻薬及び大麻の取締に関する事務を分掌する。

(名称、位置及び管轄区域)

第三十八條 地区麻薬取締官事務所は、本省の所掌事務のうち麻薬及び大麻の取締に関する事務を分掌する。

(名称、位置及び管轄区域)

(内部組織)

第三十九條 地区麻薬取締官事務所の内部組織は、厚生省令で定める。

附則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

○高田説明員 厚生省設置法の一部を改正する法律案でございますが、正式には内閣委員会の方で御審議願っておりますので、一応内容について説明させていただきます。内容としては、こま／＼したものがございまして、大体大きな点は二点ございまして、その一つは、検査所につきまして支所あるいは出張所を設けることにしたいということ、それから第二は、麻薬取締りにつきまして、全国八ブロックについて地区の麻薬取締官事務所を設けることにしたい、そういう点でございまして、あとはこまかい字句の整備程度のものでございます。

初めから一応申し上げますと、「第五條第二十四号中」並びに船舶、汽車及び電車の検査」を削り、同條第五十一号を次のように改める。五十一、特定の医薬品、用具及び化粧品類の規格を定め、又はこれらの検定を行うこと、というところになっております。前者は従来船舶、汽車、電車の検査を行うについては、都道府県知事が厚生大臣の認可を受けて行うということになっておりましたが、その認可という制度を取扱いましたので、従つてそれに対す

る條文の整備でございます。次に薬の關係につきましましては、昨年の十二月に御審議をいただきまして、薬事法の一部改正が行われたのでございますが、それに基づきまして用具、化粧品等の規格を定め、またはこれの検査を行うという規定にいたしました。その辺の権限を厚生省設置法の方でも明らかにいたしたいという趣旨でございます。

その次に「第十五條中「国立健康保険療養所」を削る。」御承知のように千葉に国立の健康保険の療養所がございまして、今度これを国立をやめまして、団体に移すということにいたしましたと思っておりますので、これに伴う改正でございます。と申しますのは、この療養所ができました当時は、療養所のベッドが一般的に少く、健康保険に關して特殊のこういう施設を設ける必要がありました。その後結核対策の進捗に伴いまして、特に健康保険だけに對しての国立のこういう施設を置いておく必要がない、そういうふうに考えられるに至りましたので、こういうような措置をとることにいたしましたのであります。

それから検疫所につきましては、現在全国十四の検疫所がございまして、開港場は御承知のように六十近くあるのでございます。従いまして、外国から船が入りまして検疫を受けるについては、地理的にいつてちよつとひまのかかるような場合もございますので、正式の検疫所以外に、適當なところに検疫所の支所または出張所を置きまして、そういうところでも検疫が行えるようにして、船舶の運航能率を上げるというふうな意味をもちまして、今申しましたような支所なり出張所を置く

るようにいたしたいというのであります。それからあとこま／＼したことが書いてございまして、第一は駐在防疫官の事務所の關係でございまして、北海道地区の駐在防疫官の事務所をやめまして東北と一本にする。これは北海道地区だけでは事務量も少うございまして、東北と一本に運営することが適當と考えられますので、その辺を一本にいたしたい。そういう意味において、北海道の地区駐在防疫官事務所をやめる。

それから麻薬取締官の事務所を全国八ブロックに設けるといふことでございまして、麻薬取締りにつきましては、御承知のように昨年の四月だつたと思ひますが、御審議をいただきまして、府県の吏員から国の官吏に取締官がかわつたのでございまして。従つて知事やあるいは衛生部長の指揮系統から離れたわけでございます。その麻薬取締官が三百二十二名現在あるわけでございますが、これが各府県に置かれておるわけでございます。何しろ取締りといふことでございまして、事柄は非常にむずかしい、大切なことでございまして、この各府県にありまして麻薬取締官を本省一本で身分上の監督もし、あるいは業務上の指揮監督もするといふことにつきましては、円滑を欠くきらいが過去の経験に徴しましてありますので、八ブロックに一応締めくくりまして、これを通じて身分上の監督なり、あるいは業務上の指揮監督、捜査上の連絡調整をはかつて行きたいといふのが、この地区麻薬取締官の事務所を設けようとする趣旨でござい

ます。この麻薬取締官事務所をこしらへるにつきましては、予算の關係について

ては一つもふえない。すなわち従来の定員でまかなつて行くし、それから従来の事務所をそのまま使つて行くといふことで、予算はふえないで、既存の定員、既存の予算でやつて行く、そういうふうな考え方であります。大体以上のような趣旨の改正をいたしたいと考えておる次第でござい

○松永委員長 本件について何か御発言はありませんか。

○高橋(等)委員 ちよつとお伺ひいたしますが、厚生省令で検疫所の支所または出張所を設けるのに、現在どういふ場所が必要になつておりますか。御計画がありますか。あればお伺ひしたいのです。

○高田説明員 その点はまだつきりきまつてゐるわけではございませんが、一応心組みたしてございまして、横須賀、大阪、羽田、吳、四日市、若松、そつ／＼いたところは置きたいと思つております。

○高橋(等)委員 それは支所ですか。

○高田説明員 間違ひしました。横須賀、大阪は支所でございます。横須賀、吳、四日市、若松は出張所でございます。その他はいろいろ土地の希望もございまして、その辺の關係も十分考慮に入れますして決定したいと考えております。

○高橋(等)委員 この支所または出張所を設けらるるにつきまして、定員關係はどうなつておりますか、先ほどの麻薬取締官事務所の設定については、定員は従来のままでいふことで、非常につくつておると思いますが、せつかく整理をしましてもいつの間にかやう人がふえて数年たつとせつ／＼苦しい人が

庁定員がまた元へもどるといふのは、従来の歴史がはつきり示しておるところであります。われ／＼はできるだけ定員の増加を防ぎたいといふ考えでおるのではありませんが、この支所、出張所を設けるにあつてはどの程度の定員がふえますか。あるいはふやらずにやれるのか、その点お答えを願ひたい。

○高田説明員 さしあたり二十六年度の予算におきましては、このために特に定員の増を求めておりません。お話のように定員がいたらずに増加することとは、国家財政上の見地からも非常に好ましくないことではございますから、できるだけ少数の人間をもつて能率を上げて行かなければならぬと考えておりますので、その趣旨を体して今後とも参りたいと思ひます。

○高橋(等)委員 定員をふやさないで支所、出張所をつくるというところは、私ちよくわからぬのですが、どういふようなやり方をなさるつもりでありますか。

○高田説明員 御承知のように従来は検疫所におきまして検疫することになつておつて、そこには相當数の人間がおるわけでありまして、支所なり出張所なりが、正式に置かれるやうなかつたところにならぬと、その検疫所のあるところでしか検疫が行えない。従いまして、たとえば神戸に検疫所がございまして、大阪に行く船もまつすぐ大阪に行けないで、神戸で検疫を受けなければならぬといふやうなところになるわけでございます。その辺のところ、かりにこの改正によりまして支所が大阪に置けることになりまして、大阪の支所がその権限に基づきまして検疫を行いますから、わざ／＼神戸に寄ら

なくても済むことになるのでござい

○高橋(等)委員 それは非常につづ／＼なんですが、定員をふやさないで支所、出張所をつくられるといふことになると、従来の検疫所の人をその方へ差繰つておやりになるおつもりであるか。あるいは支所、出張所をつくるために将来増員をするのか。この点を伺ひたいと思つて今申し上げたのであります。

○高田説明員 今神戸検疫所の話をいたしました。さしあたり従来神戸におります人間の一部分を大阪にやる。その結果におきましては、神戸で検疫をする船の一部を大阪で検疫するわけですから、従つてそれだけ神戸の検疫所における事務量が大阪の方に移るといふやうな趣旨に思ひます。そういう意味においてさしあたり従来の定員で融通をする、かように考えます。

○高橋(等)委員 先ほども申し上げましたように、官庁の定員の増加ということは、現在官庁におられます人の待遇の改善といふことを考慮に入れます場合には、できるだけふやさないと押えて、皆さんで能率を上げていただくといふことでなければならぬと考えております。最近いろいろ統制の撤廃その他が行われるので、厚生省方面でもそういうふうな影響を受けて、人が浮いて来るような場合もあると思ひます。いろいろと御勘案願ひまして、できるだけ定員の増加を防ぐといふことを、これは皆さんのためにもお考えくださつて特に希望申し上げておきます。

○松永委員長 次は参議院より送付された社会福祉事業法案を議題とし、質疑を通告順に許します。青柳委員。

○青柳委員 まず第一に承りたい点は、社会保障制度審議会によつて行われた勧告の中にも、社会事業の運営に関する部分があるのであります。それが、それと今回提案になつております社会福祉事業法に盛り込まれておるものとの間の異同の点を承りたいと存じます。

○木村(忠)委員 社会保障制度審議会におきましては、勧告の線におおむね沿つて、規定をいたした次第でございますけれども、その異なつておりますおもな点は、福祉に関する事務所を設置する際におきまして、社会保障制度審議会の勧告によりまして、おおむね人口十萬の地域に民生安定所をつくり、ここで現業の仕事をやらせるといふうになつておりますが、現在の地方自治の状況等にかんがみまして、現在の地方制度の線に沿うようにいたしますために、市町村の行政並びに都道府県におきまして中間の行政機構でありますところの、地方事務所の支所という行政のやり方といったようなものを勘案いたしまして、市及び地方事務所の区域を原則として、その他町村におきまして、この事務所を設けることのできる能力のありますところにおきましては、この事務所を設けさせることができることにいたしました。一方地方行政調査委員会の勧告もございまして、両者を勘案して措置いたしました点でございます。その他の点につきましてはおおむね勧告の線に沿つてやるように考えております。

○青柳委員 次は承りたいのは第十九條、第二十條に、職員に対する訓練並びに事務に対する指導監督がうたつてあるのをごさいます。これを執行しようとするには、相当な御用意があらうと思つております。いかなる程度に指導監督並びに訓練を行ふか、それについての予算は十分であるかというような点につきましてお尋ねをいたします。

○木村(忠)政府委員 こういふ専任の職員にありまして行政を充実に執行する面におきましては、その訓練と指導監督の面が、きつて重要であるといふうに考えて、特に日本におきましては、この方の仕事に入つて来ます者の数が、明年度中に約四千人全般的に増加する。もちろんこの中には従来町村でやつておりました人が、県の方に入るといふことも相当あるかと存じますけれども、従来資格のなかつた人が相当この仕事の方に入つて来るように相ならうと思つて、この資格を得ますための教育につきましては、明年度中におおむね一応の指導が出来ますだけの準備をいたしてございまして、これにつきましては、それに必要な予算措置を講じてあるわけでございます。なおこういう資格を与えますための特別な訓練のほかに、その仕事についておるまま、仕事の点を通しまして訓練をするということ、及び仕事の内容を指導監督するという指導の制度を強化いたしまして、仕事に即したところの指導と訓練が行われるようにいたしたいと考えて、これにつきましては、その訓練は平素の仕事につきながらするわけでございますので、その多額の経費を要することなくして、これが実施できる見込みでございます。これにつきましても一応の準備をいたしまして、そのやり方等につきまして、先般来たたびの講習をいたしまして、そういうふうな仕事につきながら訓練をいたしますやり方を、地方に徹底するように努力いたした次第でございます。なおそういう指導につきましては、これは各法律の施行、事務の内容ということにもなりますので、特に生活保護の施行が最も中心をなしておりますので、生活保護法の方におきまして、明年度におきましては新たにこの指導に必要なる事務費を、予算に計上いたしまして、これが総額三億数千円という金額を新たに国庫補助をもつていたすことにいたしました。従つて明年度におきましては、おおむね所期の目的が達せられるだけの予算的な準備ができておると考えております。もちろんこれにつきましては、やればやるほどいいということは言うまでもないのでありますので、今後におきましてもこれが内容が十分よくなりまして、そうしてこの専任職員がいよいよ官僚化することなく、ほんとうに生活に困ります人、その他の社会福祉の面で、いろいろお世話しなければならぬ人々のためになるようにいたしたいと考えております。

○青柳委員 この法律は社会事業の運営並びにその能率の増進をねらうとするものであると思つております。そういう点から申しまして、人を得る、人を訓練するといふことが一番の中心題目であると思つております。御当局におきまして相当な御準備があることを聞いて、安心はしております。ござ

います。ことにこの訓練につきまして、よく実情に即した指導なり保護ができるように、十分な訓練のほどを切にお願いする次第であります。

次は承りたいのは、第二十五條に「社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、その収益を社会福祉事業の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる」とあるのであります。御当局のお考えでは「社会福祉事業に支障がない限り」といふのは、いかなることと考えておるか、その点について承りたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 社会福祉事業が、収益事業を行いますと、その収益事業の方に主眼点が移りまして、そのために社会福祉事業そのものが、おろそかになるというおそれが多分にございまして、特に社会福祉法人におきまして、社会事業を経営いたしております場合におきまして、それに付随して収益事業をやつておきますと、その収益事業の方が、どちらかと申しますと、えてして重点を置かれやすいという危険がございまして、従いまして社会福祉事業そのものの運営がうまく行かないという場合がありますから、ここで支障があるというふうに考えた次第でございます。

○青柳委員 結局御当局のお考えでは、収益にあまり重点を置かないようにという程度のお考えであるといふうに考えられるのであります。社会福祉事業をやるのにつきましては相当な金がいる、その金を生み出すのに、方法として残されたものは、寄付金の募集なりあるいは共同募金の金をもつて充てるよりほか方法がないのでござ

いいます。この点をあまりに嚴重に考えられますと、手も足も出ないといふことに相なるおそれがあるし、現実には手も足も出ないような、非常な苦境に陥つておる状態をわれわれは見ることがあります。この点につきまして、そういう辺を十分お考えを願ひたいと思ひますが、今までに比しまして、これによつてどういふうまを發揮するといふようなお考えでもありませんれば、お話を願ひたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 従来社会事業をいたしております各種の法人が、収益事業をやつておられますことにつきましては、これに対する明文がございまして、隠れてやつておるといふか、そういうような関係がございまして、その関係からどうも公明を欠くために、かえつてその収益事業がうまく行かないという点が多々あつたように思ひます。従いまして本案におきましてはこれを明らかにいたしまして、収益事業を堂々とさせる。しかもこれをガラス張りの中でさせることにいたしました。それに伴うところの各種の弊害も防げますし、またこれがその名に隠れて、収益事業が主でありながら、社会事業を看板にするようなものがないようにすることでもつて、法の信用を増しますと同時に、これに対しまして各方面からの援助が十分に行くようにいたしたい、かようにしたいのであります。この収益事業によつて得られました収益を、社会福祉事業に充てます場合におきまして、これに対する税の免除において、従来よりもその免税の控除額を拡大するといふことについて、大蔵省当局との話し合いが

つきまして、近くこの法律案が施行になりますと同時に、その旨が出されるように話し合いをつけておる次第であります。

○青柳委員 二十四條に「社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない」とありますが、この資産の程度につきまして、どういふことを考えておられますか。

○木村(忠)政府委員 この資産につきましては、社会福祉事業を営みます事業の内容によりまして異なるわけでございまして、最初行おうとする事業が収容施設でありまして、必要なる一定の人間を収容いたしまして、ここで保護するということになつておりますれば、その保護しようとするところの対象となつていふ人を入れるに、十分なだけの設備を持たなければならぬ。まして、またこれを経営して行く上におきまして、必要な経費を生み出すだけの財源も持たなければならぬ。つまりそれだけの資産を必要とするというふうに一応考えております。従いましてこれにつきましては、一応の基準は別途立てなければならぬというふうに考えております。

○青柳委員 次に五十六條であります。社会福祉法人の経営する社会福祉事業施設に対して、国または地方団体が補助金を支出し、また有利な条件で貸付金を支出する事項があるものであります。これは私の解釈によりまして、そういう施設が破損した場合において、緊急にこれを復旧する必要があると認められるときのみに限られておるようでありまして、さう解釈するべきものでございまいしうか、また御当局のお考えでは、これらの場合以外に

も、そういう措置が必要になつて来る場合がある、そういう場合につきまして、国からの補助金または地方団体の補助金は全部とされるものでありましようか、何らかの力がほしいという場合があり得ると思うのでございまして、その辺につきましての御意向を聞きたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 この社会福祉事業に對します補助の問題は、關係方面の示唆によりまして、現在これができないことになつておるのでございまして、これに對しては先般生活保護法の改正によりまして、生活保護法におきましてはその一部を解除いたしました。生活保護法の保護施設につきまして、新設の場合を除きまして、これらの補助ができるようにいたしましたわけでございまして、なおその他の法令におきましては、そういう補助の規定がございまして、今回は災害復旧の場合におきましては、一般的に補助ができるような規定を設けまして、さらにこの点を広めたわけでございまして、なお従来憲法八十九條の規定によりまして、一般の社会事業に對します補助、助成といふものがござれておつたわけでございますけれども、この規定によりまして、一応憲法の点につきましては解除されるということが明らかにせられたわけであります。將來われわれといたしましては、民間の社会福祉事業の興隆に應じて、逐次これが拡張されるように考えて参りたいと思つております。

○青柳委員 次に六十九條、寄付金の募集であります。この許可基準につきまして承りたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 これにつきま

しては、やはりそこでやつております社会福祉事業が、寄付金を募集してやる必要がある、しかもこれにつきまして世間一般が認められるだろうというものでございまして、許可したいと考えております。もちろん共同募金の制度ができておるわけでございますから、共同募金といふものの発達という点を、十分考慮いたさなければならぬ。それから、共同募金と重複しないという点を十分考慮しなければならぬ。これらの点につきまして十分考慮いたしました上で、いたしたいと考えております。

○青柳委員 今回のこの法案によりまして、多数の職員が社会福祉事業に従事することになるものであります。従前からあります民生委員は、今まで長い間社会福祉事業のために、非常に貢献した人々であります。その熱意などにつきましても、私もいつも頭の下る思いがする場合がございます。ところが、この法案が成立いたしました後におきまして、民生委員の運命といふものにつきましては、どういふふうにお考えになつておるのでござい

○木村(忠)政府委員 民生委員につきましては、先般生活保護法を改正いたしましたときに、民生委員は、その公共的な色彩と申しますか、公務員的な色彩をできるだけ除去いたしまして、民間人としてもう少し自由に活動できるようにしたいと考へた次第でございます。本法案が成立いたします場合には、この点については同様でございます。従いまして本法案におきましては、民生委員の問題は、い

ずれ民生委員法自体がすでに改正をしなければならぬ必要に迫られておりますので民生委員法を改正いたしました。従来民生委員法に見えておるような公務員的な色彩を非常に強くいたしました点を除去いたしまして、純然たる民間のボランティアといつたしまして、働けるような内容の法律にいたしました。そういたしました、法律といたしましては民生委員法は廃すようにいたしました。といふことは考へております。

○青柳委員 民生委員法の改正をお考えになつておられるのであります。が、私はその時期のできるだけ早いことを望むのであります。その時期はいつごろというふうにお考えおられるのであります。

○木村(忠)政府委員 この法案がもし通過いたしましたら、実施になりましたら、実際の状況等も見合せまして、できるだけ早い機会に改正をしなければならぬというふうにお考えしております。

しそれまでに法律ができせんようならば、一応従来の手続を使いまして、依頼するような方法をいたしまして、その後法律ができることにならうと思ひます。もしその前にうまく法律ができますれば、新しい法律によつてやるようにしたい、かように考えております。私もともしましては、なるべく早くこれを改正するようにいたしたいと思つております。

○青柳委員 最後にお尋ねいたしますが、私は社会保険制度が、いろいろな批判はありますが、着々と現内閣によつてその制度を整備し、実現しつつあるものと考へておる一人であります。ことに社会保険は社会保険と国家扶助と、その二本の足の上に立つものである、しかも国家扶助の面においては、先般生活保護法の改正があり、また今回社会福祉事業の法律ができることになりまして、ここに非常に大きな社会保障制度の一本の足がござることに相なる次第であります。そこで私は考へるのであります。生活保護法につきましては、資産状況を少ししやくする問題並びに市町村の負担の問題、この二つを何とかしてこの際解決しますれば、日本の社会保障制度の一本の足であるところの国家扶助は、いづれでもござる、こう思ふのであります。その一日も早くからんことを望んでおるものであります。資産状況しんしやくの問題並びに市町村の負担の問題につきまして、その後御当局の御研究が進んでおるさか、進んでおりますならば、その状況につきまして承りたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 生活保護法におきましますところの保護費の問題につき

ましては、われ／＼としましては、一応この基準の引上げをできるだけすみやかにいたしたいと考えて、これにつぎましては、各般の準備を進めておるのであります。一応二十六年予算といましては、その内容の増額といひますか、基準の内容をふやすといふことをいたしたいと考えて、一応の予算は組んだのでございますが、その後の物価の騰貴等の事情もございまして、これらを勘案いたしまして、できるだけ安当なものをつくりたいと思つております。

なおただいま御質問のございました資産の問題であります。資産につぎましては、逐次基準をつくりつあるわけをございまして、それらの運用につぎまして、地方を指導いたして参りたいといふふうに考えております。最近これにつぎまして一応の解釈につぎましては、先般一般に對しまして適當なる印刷物と思ひまして、大部のものを出版しまして、ここでもつて相當の解説は明らかになつておると思ひますし、なお近くこれにつぎましてこのわれ／＼の現在の取扱ひについての考え方というふうなもの、印刷物にいたしまして、地方に十分徹底させるようにいたしたいといふように考えておりますし、なおこの問題につぎましては、今後實際の事情に應じて、十分研究を進めまして、全般的に遺憾のないようにいたしたいと考えております。

なお都道府県、市町村の負担の問題であります。今回の改正によりまして、大体負担区分は二つにいたしたいと考えております。従来都道府県、市町村及び国、この三段の負担をいた

しておつたのでありますけれども、これを実施する機關と國との二段で負担するようにいたしたいと考えております。従ひまして、市町村と國で負担する場合がございまして、また都道府県と國で負担する場合があるようにいたしたい。かようにいたしまして、あまりあいまいな点がないように、つまり二、三の箇所をい／＼と財政的な面を考慮される面を、できるだけ少くいたしたいと思つております。なお負担の率の問題につぎましては、今後十分に検討いたしてみたいと思つております。

○青柳委員 負担の問題は、実施機關と國との二つで負担するということがなりましますと、当然今の八・一・一の負担は変更を見ることに相なると思ひます。その際に國が八であつて、実施機關が二になるのか、あるいは國が九であつて、実施機關が一になるのか、そこらの辺につぎまして、現在お考えになつておられる点があるならば、お漏らしをお願いしたいと思います。

○木村(忠)政府委員 現在のところにおきましては、國が八、実施機關が二ということに一応考えております。そういうふうな運びで準備をいたしております。これにつぎましては、國が九にするがいかどうかという点の問題もあるわけをございしますけれども、さしあたり今回は事務費を、先ほど申しましたようなことで、國におきまします負担額を新たにいたしまして、それによつて地方の負担がある程度軽減されるという點をはかつた次第であります。

○青柳委員 社会保障制度審議會勧告は、市町村の負担を、現実に生活保護

を受ける人に対する保護費を市町村からできるだけ円滑に出させよう、こういう考え方でありまして、私どもの考え方からいたしますと、実施機關の負担分をやはり減らしていただきたい、こういう考えであります。その點もよくと御察願いたしまして、案の立案に當られたことを希望いたします。これをもつて私の質問を終ります。

○井之口委員 ちよつと二、三お尋ねいたします。今日実施されております生活保護法によりまして、社会福祉主事はすでに置かれておることになつてゐると思つてあります。これは昭和二十五年の法律第八十二号によつて、この実施が決定されておると思つて、この実施が、聞くところによりますれば、その実施がほとんど行われていないといふふうに承つております。これがもし行われていないとすれば、生活保護法の適用に對してかなりおろそかになるじやなからうか。法文はあつてもその運用が、名あつて実なきものとなつてゐる状態ではなからうかと思つてあります。現在の生活保護法の実施の状況並びに社会福祉主事の今日置かれてゐる状態等について、ごく簡単なものでよろしゅうございしますから、全国的な点を御報告願ひたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 社会福祉主事設置に關します法律は、昨年五月に制定されました。市につぎましては八月一日から実施してゐるのであり、町村につぎましては今年四月一日から実施ということになつております。従ひまして、市におきましては現在おおむねこの設置を了して、仕事をしております。町村につぎましては四月一日から

実施することになつておりますけれども、この法案によりますれば、今回町村におきましては、そういう仕事を一応いたさないといふ建前を、原則としてとつております。しかしてこの仕事をいたします事務所を全国的に設けますので、福祉に關する事務所を設けます町村においては置きますが、その他の町村におきましてはこれを設けないといふことに相なつております。従つて四月一日からこの法律を施行いたしまして、町村におきましては社会福祉主事の設置は、これを延期したいといふ建前に考へております。

なおその間におきまして仕事につぎましては、従来と同様民生委員に協力を求めまして、市町村の事務職員等を十分動かしまして、努力いたして参りたいと考えております。もちろん社会福祉主事を完全に実施いたしました場合と比べますと、その間過渡期の期間におきまして、その目標としておりますところと比べまして、若干仕事は劣るだらうと思ひますけれども、現状が悪くならないと思ひます。現在考へておるに、この点につぎましては十分配慮いたして参りたいと思つております。

○井之口委員 現状をいたしましては、市町村に今までのところ社会福祉主事は置いてない、そのために若干施行に對して劣つてゐるというふうなお考えで述べられたやうであります。それなら、今度出ますこの社会福祉事業法案によつて、むしろ置かないことを合法化してしまふといふことになつたら、悪くはならないだらうが、悪い状態をそのまま維持するといふことに結論にはならないでしやうか。こ

ういふ福祉事業というものは、これを單に民生委員の協力によつてやるというふうなことでは、なか／＼不十分と思ひます。なおただいまも仰せられた通り、民生委員には公務員としての性格をとつてしまつて、ウオランディアとしての性格を強くするといふふうになりまします。おの／＼その職業を持ち、自分の生活のために忙がしい人たちが社会福祉の、こういう非常にめんどろで、親切心を要し、熱心を要するやうな仕事に對しては、はたしてこれが行くでしやうか、その点お伺ひしたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 社会福祉主事につぎましては、従来よりもこれをふやまして参りつてあります。本年度におきましては二千余人の増員をいたしております。明年度におきましては約四千二人の増員、増員と申しましても、純増にはならないと思ひます。他の仕事をやつておりましたものを、こちらにまわすといふこともあらうかと思ひますけれども、少くともこの仕事をいたしますものといひましては、それだけの数はふえて来るわけでありまして、従つて従来やつておりましたより悪くなることはまずなからうと思ひます。ただ私どもの方で社会福祉主事を全面的に置いて、仕事をやらせようと思つております。その目標に達するには、もしこれが結論を施行されれば、十月一日から施行されることになりまします。その状態に達するまではまだ至つていない。しかしこれが施行されるやうになりましたならば、さらに一段と仕事の内容は進展いたすだらうと思つております。

民生委員の制度につぎましては、先

ほど公務員的色彩を除去すると申しましたけれども、これは逐次除去しつつあるわけでありまして、従いまして、一挙にこの制度をかえるといつたようなことはいたさないものであります。逐次人員を整備されたところからこれを純ヴォランティアの方に移すというやり方をいたしておりますので、制度を、一挙に改革するというのではなく、順次変革しつつある。現在その変革の過程にありまゝですので、それを御説明申し上げることは、相当時間がかかるんじゃないかと思ひます。

○井之口委員 それなら民生委員の方を逐次減少させ、そしてこの社会福祉事業法による増員の方を、今年の十月までに完成するという予定になりまして、今日からすると、どれくらいふえて参りますか。その点をお伺ひしたい。

○木村(忠)政府委員 民生委員は減少するものではございません。民生委員の数は手は触れません。ただ民生委員に役所の仕事を委託してやつておりますものを、逐次はずして行くというだけでございます。従いまして、その方が手が抜けるということはないのであります。むしろ民生委員の方は仕事を抜けば抜くだけ手が強化されて来る。つまり手があいて参りますから、実際の仕事の方は強化されて来るわけでありまして、なお一方増員されるものは、明年度におきまして約四千八百人増加は見込んであります。本年度におきましては、すでに二千余人の人間を増加しております。この後におきましては、全体として約一万人の人が仕事に従事することに相なるかと思ひます。

○井之口委員 この生活保護法の適用につきまして、われ／＼が観察することとは、生活保護法の適用を受けなければならぬような現実にある人がたゞ申し込みましても、その申込みを受け付くのはねのけて受付けない、こういうことがしばしば見えるのであります。そのみならず、たゞい受付けましても、それが適用基準が非常に弾力性があるために、なか／＼思うように要求者の希望を満足させることができないというふうに思われます。前者は受付け口です。これはねのけてしまひますものから、一体申込み人が日本全国において、実際に何人あつたかというふうなことがわからぬ。従つてそのわからぬ数から適用された人間の率をあんばいして参りますと、これは適用した人間の率を多く見せるような詐欺的な仕組になつてゐる、この点を政府の方ではどう考へておられるか、かつ今實際受付けているものがどれくらい、それを実行しているものがどれくらい、かつこういふふうにするれば、相当程度生活保護法の適用が満足に行われると思うような数を、ひとつ概数でよろしゅうございますから、お知らせ願ひたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 ただいまの御質問に對しまして、これはおそろく十分にお答えができません。私どももいたしましては、大体その必要がありまゝのものにつきます。現在ではみな一応やつておるというのを言つておられます。もちろん中にはたくさんのことではございますが、若干はなすべきもので漏れてゐるものが一つもないとは

言えませんが、大多数のものは、必要がありまゝ場合に、その適用を受けているというふうなわれ／＼は考へております。これに對しまして、申込みはいたしましたけれども、受付けはねのけたらたというお話が今ありました。これは申込みを受けた場合に、これははねないというのをわれ／＼として建前をいたしております。すべて申込みを受けましたものは一応相談する、相談した上で、本人がやめるならやめる、本人がそれではとても自分には適用が受けられないということがわかれば、本人がやめる。それからあと手続いたしまして、本人が適用されるべからざるものであるということがはつきりいたしましたならば、これに對しまして、本人にその旨を通知いたします。なおこれに對しまして不服があるときは、なおこれに對しまして不服があるときは、異議の申立てができることを本人に通知いたします。このういふふうなことをしまして、事務的にきつとやつておきまさんと、従来民生委員さんがやつておりましたもので、あとから見て、はたして申請があつたのかどうか、あるいは手続がうまく行われておつたのか、いなかつたのかという点についての立証すべきものが残ります。従つて今回新たに改正いたしました、事務所に置きましては、それらの手続全部を記録にしておきまします。これにきつとしましては、事務的の機構がでないといふことができません。従つて全国的に今できておりますのは、大都市から逐次及ぼしまして、現在市におきましては、大体そういう組織ができ上つてゐるといふてもよいような状態になつております。

す。従いまして、それらの地域におきましては、全部それのあとをたどつて行く、あとづけることはできるといふような状態にあります。町村におきましては、まだそれだけの事務組織ができておりませんので、国全体としてどういふふうな組織ができるかといふことは、まだあとづけるべきものがある、まだあとづけるべきものがある、これにつきましては、今回の改正によりまして、これをいつでも行つて見れば最後までわかるようにいたしましたと考えております。

○井之口委員 今日受付け数が幾らぐらゐであるか、それからそれを實施適用した数が幾らぐらゐであるか、お知らせ願ひたい。

○木村(忠)政府委員 先ほど申しましたように、そういうあとづけをいたすようなふうになつておりませんから、その点はお答えいたしかねるというふうに考へておる次第であります。

○井之口委員 もし官吏に對してこれを受付けないという場合には、官吏服務規律がなんかによつて、懲罰とか罰則に該当するのですか。

○木村(忠)政府委員 これは官吏じやございません。やつております者は市町村の職員でございます。従いましてこれがやるべきことをやらないといふことになりますれば、当然その業務の規律に違反することになります。しかし官吏服務規律には関係ございませぬ。それ／＼公務員法によりまして、いろいろ／＼と手続はされるだらうと思つております。

それからわれ／＼の方をいたしました。これは、現場に行つて、それ／＼の点についてよく抜き調査をいたしまして、實際に停止、廃止されたものがはたして

て妥當に廃止されておるかどうか、つまり廃止されざるものが廃止されてないか、それから扶助されるべからざるものが、扶助されてないかといふことを、現場に行つてよく抜き調査いたしております。また府県に對しましては、県並びに地方事務所を通しまして、町村でやつておりますものについても、監査をいたすようにしております。これらにつきましては、われ／＼をいたしまして、その点は最も重点を置かなければならぬと考へて、その仕事をやつておるのであります。が、先ほど申しましたように、事務的に現在まで手続がまだ十分でないという状況でございますので、今回の法律を改正いたしましたので、その辺をあとから見て、はたして妥當であつたかどうかといふことがわかるだけの事務組織をつくりたいというのが今回ここに新たに法案を提出いたしました事由の一つでございます。

○井之口委員 監督して調査されたそのうであります。その調査報告によつて注意を与えたような件数は、どのくらいありますか。

○木村(忠)政府委員 厚生省をいたしましては、大体各県に毎年一回は参りまして、その県内のどこかを見るときにいたしてあります。これにつきましては、その見ました結果について、一々具体的に指示いたします。その件数がどのくらいあつたかと申しま

ましては、はなはだ間違つたような措置をとつておるようなところがありまして、これに對しましては嚴重なる措置をとつております。

○井之口委員 非常に嚴重な調査をされて、措置をとつておられるようでありますが去年でございましたか、神戸において神戸事件というのが起きております。これは神戸の長田区のあの近所におります朝鮮人約三万ぐらゐ——三万でしたか、たしか万という数であつたと思ひますが、その朝鮮人が従来統制經濟の時には、いろ／＼小さなやみ商売というふうなもので、細々と生活を立てておつたがそれもできなくなつた。あるいは職安の仕事は一ぱいでできなくなつた。こういうのでどうにもこうにも生活ができなくなつた。そこでその人たちが集团的に委員を選んで、長田区の役場に行つて区長さんに交渉した。それを官憲が非常に彈圧して例の神戸事件というものが起つた。私は現地に行つて調査したのであります。私が、こういうふうなことに對して、厚生省として十分あの事件を調査なすつていらつしやいますか。長田区の区長のやり方が正しかつたか、かつ向うでは今そつした特殊の状態にある人たちに、生活保護法の適用がうまく行つてゐるのか。また生活保護法を受けてゐる人たちに對しても、市民税の賦課が參つておられます、というのが、あの時分のみんなの異口同音に申したところでありまして。そういう点などは厚生省としては一考を煩わされないのであるか。

○木村(忠)政府委員 神戸の長田の事件を初めといたしまして、集团的に保護を申請するということは、絶対に私

の方では認めておりません。保護はあくまでも個々の世帯を對象にいたすことにいたしてあります。従ひまして集团的に申し込んで参りましたも、これは相手にいたしません。全部個別的な申請をとりまして、その申請に基いて処理いたしてあります。神戸の長田事件におきましては、集团的に参りましたのでありますけれども、これに對しましては相手にしないのがあたりまえでありまして、これを相手にしたらかえつて違法でございます。われ／＼といたしましては、その後の状況を聞いております。必要なものにつきます。

○井之口委員 非常に困難な調査であつたにもかからず、全部調査いたしました。これについて必要な保護をいたしてあるというふうに、私の方では調査ができております。なおこの場合におきまして、特に朝鮮の方々におきまして御協力を願わなければならぬ点があると思つておるのであります。調査に對しまして非常に不協力的であつたという点が、われ／＼としましてそれを調査した結果、遺憾であると思つております。少くとも生活保護というものが權利であります以上は、保護を受けます者におきまして、各種の調査に對して十分なる協力をしなければならぬにもかからず、この調査を非常に阻害した。協力しないだけでなく調査をはばんだという点が、多々見受けられるのであります。これらの点につきましては、われ／＼といたしましては、そういうふうなものでも非常に苦勞をいたしまして調査をいたしました結果、やりましたやり方につきましても、それほど悪いとは思つておりません。非常によくやつてくれたと思

つております。

○井之口委員 集团的なものではやる必要がない、こういうのであります。たとえば非常に貧しい生活に困窮してゐる人たちが、自分自身でそういう法律のあることも知らず、かつその手続も知らず、またいろ／＼な交渉の仕方ということも知らない。その場合にその人たちが集まつて、相談して、そうしておれもこんな苦しい、あれもこんな苦しい。しからばその中でいろ／＼知識を持つてゐる人が、その相談に応じて、そうしていろ／＼こういう生活保護法が今日できてゐるのだから、これをひとつ政府の方において急速にどうにかしてもらいたいということを、代表の資格で交渉する。弁護士の資格で交渉する、これはあり得ることである。そういうものも違法と思はれるのであります。もとより三井や岩崎、こういう人たちは、あるいは朝鮮人の貧しい人たちは一緒に集團で、そうしてこれに全部に生活保護を適用せよというたならば、それはあるいは個々の世帯を見て、三井や岩崎の人たちに何生活保護を適用する必要がある。それはあなたの方で、まづたく貧しい人たちが、生活困窮者が知識を持ち寄つて、民主的にそこの中から世話人を選んで交渉する、一人々々行つたらそれこそ集团的な暴動と言はれる、代表を選んでやつてもまだ厚生省の方に對しては、それを集团的なものであるという。もしそうとすれば、ほとんど交渉の道がない。そういう社会的な一定の條件のもとにおいて多くの者が哀れな生活環境に置かれて、同じような

原因から大量的に生活の保護を受けなければならぬような者が出て来た場合に、これに對して厚生省は一つ／＼やつて行く、やつて行くうちに、もう月日はたつてしまふ、調査は十分である、しかも非協力だ、こう言う。こうしたならば、その人たちの生活を真に安定させてやるということは、不可能なことになるのじやないか。われ／＼はこれを官僚主義としか思へないのであります。その辺を政府の方において、あたたい心持で生活保護法を適用するには、どういふ方法でやつたらいいか、それに対して考へておることとを伺いたい。

○木村(忠)政府委員 集团的に参りますものは非合法だと申しました。しかし代表者が來まして、その衷情を訴へることは何も非合法だとは申ししておりません。しかし訴へたからそのまま適用するといふことはいたしません。やはり個々に調査しなければならぬといふことでございます。集团的にたゞさん集まりまして、が／＼いたしたのでは調査ができません。それにきましては、その人名を受取りまして、それを個々に調査する、そういうふうな手続はいたしております。従ひまして長田区の事件におきましても、全面的に拒否したわけではないのであります。調査した結果はちやんと保護いたしております。従つてこれにつきましては、違法なものがあつたとは思ひませんし、またその調査にひまがかつたと申しまして、これは調査に對する協力が非常に不十分であつたといふ点で、ひまがかつたといふ点もありまふけれども、しかしこれにつきましても、そうはなだしいひまがかつた

ておるとは考へられません。

○井之口委員 その内容についても今簡単な御報告を承りたいのですが、それはお持合せないだらうと思ひますので、あとで機会があるときにお聞きすることになつてしまつて、この長田区の場合には代表を出して行つて、本人ら自身が協力する態勢をとつておるのに警察権でもつてこれをかけ散らして彈壓して——二十人か三十人ぐらゐが集まつて行動する場合には、たとへば種痘する場合だつて、學校の子供らが二十人か三十人集まつてわい／＼することとをやることです。そういうふうなことを一々彈壓しておいて、そうしてこれを協力しないといふふうなことになるたら、朝鮮のこの人たちは立つ瀬がないと思ふ、そういう点について政府は十分考慮されておるのか。

○木村(忠)政府委員 警察権が彈壓したかどうかといふことは私は存じません。警察におきましては、警察独自の見解でもつておやりになつたことだらうと思ひます。従ひましてわれ／＼といひましては、そこでやりました仕事のやりつづりがよかつたかどうかといふ点だけでございます。その点につきましては、われ／＼は遺憾な点はなかつた。それからなお代表の人では世帯の奥相はわかりません。個々の世帯は個々の世帯につきなければならぬ。従ひまして代表の人が個々の世帯を代表するといふことは、われ／＼としては認めておらないのであります。

○井之口委員 そういう点は、もう少し親切にやつてもらいたいといふのが、われ／＼の希望であります。

さてその次に、今度社会福祉事業法によりまして、町村自体よりも県の統

制が強くなるような傾向を見受けるのであります。これに対しては、どういふ趣旨のもとにこうした県の統制を強めるような方向へこれを持つて行つたか、この点の意圖を伺いたい。

○木村(忠)政府委員 この法案には別に統制の規定はないのであります。特に県に統制が強くなつたようなことはなからうと思ひます。少くとも社会福祉に關します統制はサービスでございます。従ひまして、ここではサービスをどんなふうによつたら一番うまく行くかというところは考へておりますが、こゝでもつて統制をするというやうなことは何ら考へておりませんので、そういうやうな規定はないのじやないかと思つております。

○井之口委員 第一、福祉地区の設定を規定する場合も、六箇月前に知事の承認を必要とする。それから町村においては福祉主事を置くことを得たというのであつて、置かぬでもよろしいというふうで、そして、しかしまたは県の方へこれを吸収してしまふというやうな点、それからあるいは福祉法人の認可に対して、小さなものは、新しく立つて行くとするものをなか／＼許さないで、やはり知事の承認によるというふうな点は、大いに官僚的な機構を強めるのではなからうか、こう思ひます。

○木村(忠)政府委員 町村が福祉に關する事務所を設置する場合に、知事の承認を受けなければならぬことにしてありますのは、これは町村が自由に設置廃止いたしますと、設置した場合におきます仕事の重複ができません。それから廃止した場合におきますは、仕事の欠けが明きます。その場合

に、府県におきましてはただちにその穴を埋めなければなりません。従つてあらかじめその承認を受けておかなければ、これはできないことになりまゝすので、その辺の事務の支障がございまして、この承認をするだけでございまして、従ひまして一定の基準のものを町村がつくり出す場合に、その町村でそれができるといふ場合におきましては、これでもつて何ら阻害するつもりはないのであります。これは何ら統制の規定ではないのであります。そして、そういう穴の明いた場合、ただちにその穴を埋めるだけの手続を、府県にさせるだけの用意を与えるために、こういう規定を設けただけでございまして。

それから小さな社会福祉事業は、別に社会福祉法人にする必要はございせん。ここに規定してあります通り、小さなものにつきては、この法律の適用を除外いたしております。従ひましてこれは自由にできるものでございまして、こゝでやりますのは、相当程度の規模を持ちますれば、これに對しまして十分な監視をいたしませんと、事人権に關する問題でございまして、この点をよく見ておく必要があるという点から、それを都道府県知事の許可を要することにいたしましたわけでございます。なお福祉事業で特に許可を受けなければならぬといたしましたものにつきては、これは福祉事業のうち一部分であつて、特別に人権に關係がありますとか、あるいはそこに入つておる弱いものを擁護いたしましつかいというおそれがありますものにつきてだけ、特別な嚴重な規定を設けてあるだけであります。その他につきましては割合に自由にいたしてあるわけでございます。

○井之口委員 小さいものに対して禁止はしてないが、小さいものこそ最も援助を必要とするものであつて、たいていこうした福祉事業は、大きなればなるほど営利的に經營されがちなものである。それに対しては嚴重なる監督を必要とするでしようが、小さいものに対しては援助して、むしろこれを育成するといふ方針が最も適當じやなからうかと思ひます。小さい福祉事業をやられる人たちは、いろ／＼な宗教關係だとか、まじめな信仰を持たれる人、あるいはそうした人道的な立場からやられる人たちが多いのであります。その点政府においてはまづ于扱いしておるのじやないかと思ひます。

○木村(忠)政府委員 小さな事業につきては、私の方でいたしましては、大体自由にしておくのが最も適當である。これに對しまして干渉を加ふるよりも、むしろ自由なる発達を待つのが適當であらうと思ひます。大きくならなると、弊害があらはれた場合にも非常にその弊害が大きくなります。またこれに不慮の災害等の起りました場合におきまして、これに對するあとの復旧等につきては、非常に重大な問題が出て来るわけですから、そこに入つておる人たちが、弱い人でありますからして、そういう点に對する援助がなければこれが復旧できないといふことになる、そういうやうな關係からいたしまして、大きなものに対してのみ一応のことをしております。こゝで小さいといふのは、個人的にやつておるといふ程度のもので、ほとんど除外されておるわけでありまゝす。大体宗教団体の人がおやりに

○井之口委員 小さいものに対して禁

○井之口委員 小さな事業につ

なるとか、宗教家の人々がある程度の規模を持つておやりになるというものにつきては、この規定の適用を受けることに相ならうかと思ひます。

○井之口委員 たとえば今日共同募金をみんなに分配するやうな場合でも、もしこの法案が出ると、今までもらつていたものでも振り落されるのが、相當出て来るのでしやうが、實際上の適用の場合はどうなりますか。

○木村(忠)政府委員 共同募金につきては、この法案にございまして、共同募金は民間の自主的なものといふことにいたしまして、それから出て来る弊害を防止する規定だけしか設けておりません。従ひましてどういふところにも配分するか、どういふふうにこれを運営するかという点につきては、共同募金の基本となる原則以外には、何ら規定しておりません。従つて従来配分があつたものが配分を受けられなくなるかどうかといふことは、共同募金の方々が自主的ににおきめになることだらうと思ひます。

○井之口委員 共同募金に對しては、世間でいろいろな非難を聞いております。非常に費用がかかる。たとえこれを集めるために打合せだとか相談会といふやうなものに費すところの費用、あるいは交通等に要する費用、これが相當多額に上つておまして、大部分がそれに消費されるというやうな非難も受けておるのであります。共同募金に對して、今日やはり厚生省は監督をやつておるのか、そして實際にその費用をとる率は、全募集額に對してどんなふうな率になつていましか、お伺ひいたします。

この募金の金額並びに募金の配分につきては、これを公示いたしてあります。募金を始める前にも公示いたしますし、募金が終わりました後にも公示いたします。その公示いたしましたものが實際と違つております場合に、私の方でこれを監査いたします。現在までその公示をいたしておるといふ数字によりますれば、現在大部分の金が事務費に使われておるといふことはございせん。現在まででは、募金の各種の費用を全部入れまして、募金総額の一割以内にどまつております。

○井之口委員 共同募金の募集に對して、これがほとんど徴税的な性格を帯びて来ているといふ非難が、しばしば聞かれるのであります。そういう手段をとつてでなければこの募金は集まらないのかどうか、お伺ひいたします。

○木村(忠)政府委員 徴税的とおつしやるのが、どういふのが徴税的であるのか、私にはわからないのでございまして、この目標額がどのくらいといふことがござりますれば、この募金を集めるための努力はしなければならせん。従つてこれに應ずることを勧誘することはやむを得ないことではないかと思ひます。勧誘せずにはこれは集まるわけのものではないのであります。従つて、この勧誘を強制とお間違ひになる人がござりましたらば、これはお間違ひになる人の方が、間違つておられるのではないかと思ひます。それで募金をいたします場合に、暴力を振つたり、あるいは威嚇をしたらいたしましたならば、これは確かに適當でないと思ひますけれども、勧誘をいたしまして、社会事業の趣旨を話しましてお

願いするということは、当然のことではなからうかと思っております。特に今回の法案におきましては、この点を強調するために第七十七條におきまして、「共同募金は、寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならぬ」ということを明らかにいたしております。この点につきましては、われ／＼として、そういう強制的な行為があつたかどうかということにつきましては、具体的な事実がございまして、厳重なる処置をとらなければならぬと思つております。なお募金の目標額がきまつておきますと、その目標額を達成いたしますために、大体一戸当たり幾らくになるか、一人当たり幾らくになるかという点については言ひのあたりまえだと思つております。それを言ひましたからといって、出さなければならぬということではないのであります。大体募金はこのくらいになつておりますから、皆さんもこの範囲内においてお考え願ひたいということを申すだけでございまして、これもそういうことを言うことが強制になるということになりますれば、一切募金ということはできないと思ひます。少くとも計画的な募金をしたやうなことになるやうな募金であれば、その目標によりましてどのくらいの割合を出したら、ちよ／＼一人前になるのだということが一応わかるというだけではいたさなければならぬ。ただ募金を出さない方に對しまして、何らかの行為に出るといふことになりますれば、これは問題だと思ひます。

て来る、たとえば隣組や市町村長の手を通じてやつて来るというふうなのが、人民にしてみればやはり徴税的な性格を帯びて来るのであります。この点で世間では非常に苦情がこの問題に對して起つて来るのであります。たとえば徴税の場合にしても、税務署に對して額を割当ててやつたのが、これに非難が出まして、額は割当てないというふうになりまして、やめました。徴税の場合でさえもそういう方針をとつておる。いわんややうした寄付金の場合には、額をきめて割当てるといふやうなことをするのは、たゞいその意圖のいかにいかかわらず、強制的な性格を帯びて来はしないかと思ひます。なお、たとへば警察費のごときのもので、以前は寄付金によつてまかなう、足し前をするというをやつておりましたが、この弊害のためにこれも最近はやめるやうな措置に進んで参つております。大抵に社会福祉事業というものは各法案を充実にすることによつて、むしろこの共同募金は純然たるほんとうの自主的な意思によつて集まるだけというふうにならざるやうに、正しいのはなからうかと考へるのです。この点はどうか。

〇木村忠政政府委員 これはもちろん無理に集めるものでありませんから、大体幾らになるかというのを言うだけだといふことは言ひません。大体一戸当りのくらいになりますかと言へば、このくらいになりますかと言ひます。これを世間に発表するだけ、従つてあなた方は幾ら出してくださいということを言つて歩くことはなからうと思ひます。またこれはわれわれが集めるのではなくて、民間の共同募金会というものが集める。われ／＼といたしましては、集める場合には何か不当なことはないか、また集めた金が不当に使われてはいないかといふことを監督すればいいだけで、集め方、集めた額、集めたものをどうわけにかにつかしましては、われ／＼はこれを監督する必要はない。むしろこういふふうを集めますと言つたことと違つたことをした場合、それから発表したことと實際が違つた場合というやうな点を取締るのが、われ／＼の仕事であります。共同募金をわれ／＼がやつておるのではない、これは民間の共同募金会がやつておる、それを間違ひを起さないやうにするのが、われ／＼の仕事なのであります。

〇井之口委員 警察の寄付金募集も警察協力会という民間の団体がやるのだというふうになつておつた。それでいふと實際の場合にはなか／＼それがそうならない。そういう弊害は法文上からはわかつて来ないのである、實際に即してはいない。この弊害がなか／＼わからぬ。しかし政府の方針がさうであるとするれば、われ／＼はさう聞いておきます。しかしこの内容の監督について、これはおたくの方でも監督されるでしようが、会計検査院が何かでも、その立場からまた検査しますか。

〇木村忠政政府委員 会計検査院は国の会計を審査するのであります。民間でやつておられますものを検査いたさない、あるいは国の金が入つておられますが、おそれなく検査するだらうと思ひますが、さうでないところにはやることはないであらうと思つております。

す。これらの内容につきましてたれが見ておるかというところは、これは共同募金を監視する国民が見ております。従ひまして国民が共同募金会を信用できないといふことになりますれば、国民は募金に應じないだけであつて、

〇松永委員 他に本案についての御質疑はございませんか。——他に本案についての御質疑もないやうですが、本案についての質疑を終了したものと認めるに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

〇松永委員 御異議がなければ本案についての質疑を終了したものと認めます。

次に本案の討論に入ります。通告順によりまして金子委員。

〇金子委員 この社会福祉事業法案は、今まで多岐にわたつておりますところの各種の社会事業を實行して行くにあたりまして、これをより整然と完璧を期するやうな方向に持つて行くための法案でありますので、法案自体のあり方としては問題はないのであります。ただこの法律を今後施行して行きます上に、二、三要望を申し上げたいと思ひます。

まず第一にこの法律施行にあたりまして考へなければならぬことは、最初に出発しました民生委員の時代から、だん／＼制度化されて参りましたので、そこに一つの特徴も見出されるのであります。同時に月並に言ひますならば、官僚化して来る、こゝういふふうなきらいが出て来ると思ひます。そこで今後民生委員の問題が、再び取上げられなければならぬやうな段階に来ると思ひますが、そのときに

○井之口委員　私は日本共産党を代表いたしましたして、この法案に反対するものでございます。

第一、社会福祉を受けること、並びに保護を受けることを権利であるかののごとく考えているような弊害を除去する考えのもとに、従来いろ／＼な法案がつくられたのであります。たとえば生活保護法にしても身しかり、児童福祉法にしても身しかり、身体障害者福祉法においても、そうした思想が根本的な建前になつてつくられております。これに對して共産黨はもとより反対であります。今日の労働者、農民、一般大衆の貧困あるいは疾病その他のいろいろな障害というものは、これは本人がなまけたいからではなく、社会制度そ

れ自体が悪いからであります。それだからわれ／＼は社会制度の改革をして、その原因をとりのけることによつて、人民の生活がゆたかになるということが、根本的な思想であると、われわれは思つておるものであります。社会党もおそらくそうではなかつたらう

かと思つておるのですけれども、ただいまのような発言では、そうでもないやうでございます。われ／＼はこういう趣意からいたしまして、この障害を除去して、人間らしい生活をするということは、憲法においても保障されてゐることだし、国民の大きな権利だと

思っている。この根本の方針に従つていろいろな生活保護法をもつと改善せられなければならないし、児童福祉法も、身体障害者福祉法も改善せられなければならないと思う。しかもこれらの法案と関連いたしまして、また社会福祉事業法案もこれではだめだと思ふの

であります。この法案をもつていたし

ましたならば、かえつて官僚的な政府の統制が強化されて、真に人民的な福祉の増進ということは望まれないのであります。われ／＼はこまかな点に對しては、いろいろの意見もございしますが、それは申しません。しかし予算面において十分な処置を講ぜず、單に空論的ないろ／＼な規定をもつてしても、それは目的を達するものではないという点を考慮して、この法案の名目的なこうした規定に對して、私は反對せざるを得ないのであります。

○松永委員長 以上で討論は終局いたしました。

これより社会福祉事業法案の採決をいたします。本案を原案の通り可決することに賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○松永委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお議長に提出する本案に関する報告書の作成に關しましては、先例により、委員長に御一任願いたいと存じますから、さよう御了承願います。

なおこの際黒川厚生大臣より發言を求められております。これをお許しいたします。黒川厚生大臣。

○黒川閣務大臣 ただいま社会福祉事業法案の可決をいただきまして、まことに感謝にたえません。御審議中におきますいろいろの御要望等につきましては、十分に善処いたしたいと考えます。

なおこの法律によりまして社会保障制度の組織的基礎の一つがでさるのありまして、今後一層その整備をはかりますとともに、社会保障制度の確立に努力いたしたいと存じます。

○松永委員長 次会は二十七日火曜日の午後一時より開会することとし、本日はこれをもつて散会いたします。
午後一時四十一分散会

〔参照〕

社会福祉事業法案（内閣提出）（参議院送付）に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年四月十一日印刷

昭和二十六年四月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所